



お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご活用ください！

## 誤表記のお詫びと訂正 <固定資産税の軽減の誤表記>

前回のエクスプレスニュース（12月28日配信）にて、  
税務に関する事務手続き中に『新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う売上低下の場合の固定資産税の軽減を受ける場合は1月31日（月）までに申請が必要です。』  
と表記いたしましたが、今年度は高山市において令和2年度に実施されました新型コロナウイルス感染症の影響に伴う売上低下の場合の固定資産税の軽減措置はとられておりませんのでお詫びして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

訂正前：②償却資産の申告書は1月31日（月）までに市町村へ提出してください。新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う売上低下の場合の固定資産税の軽減を受ける場合は1月31日（月）までに申請が必要です。

**訂正後**：②償却資産の申告書は1月31日（月）までに市町村へ提出してください。  
⇒ 昨年度実施された売上低下の場合の固定資産税の軽減措置は今年度はありません。

## <再掲>税務に関する事務手続きについて

- ①納期の特例を受けている事業者の年末調整に係る源泉所得税の納付期限は1月20日（木）です。期限を過ぎると延滞税のみならず不納付加算税が課される場合があります。
- ②償却資産の申告書は1月31日（月）までに市町村へ提出してください。
- ③法定調書（合計表・給与支払報告書など）の提出も1月末日が提出期限です。

★確定申告も始まりますので、お早めに必要書類の準備をお願いします。

日本政策金融公庫金利情報  
マル経貸付 1.21%  
(R4.1.13現在)

商工会のWEBセミナー  
高山北商工会HP

経営に役立つ  
情報満載無料の  
ID:2032  
PW:2032  
ぜひご覧ください!!

『困ったなあ』『どうしよう』

そのお悩みをお聞かせください。

☎丹生川 78-2002 / ☎上宝 86-2354

高山北商工会本所  
TEL: 0577-72-4130  
FAX: 0577-72-4514